

施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01249	住所(所在地)	松阪市殿町1310番地2					
		施設名称	第一公民館(会館)							
		根拠条例	松阪市公民館条例		設置年度	平成3年度				
		担当部署	教育委員会事務局 いきがい学習課		財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第20条)							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	15台		
	土地	敷地面積	2096.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	会館		構造・階数	鉄骨(4mm超)・地上2階・地下0階				
		用途	公民館		建築年月日	平成4年2月10日		建物取得費	59,994,410円	
		延床面積	283.37 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要		耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大 円・規 以計 上画 改修 等 3 0 の 履	実施年度			対象建物			改修内容	費用(税込)	
	リスク・高機能化対応度	玄関前までのスロープ及び手すりの設置 手すりの設置【男子トイレ(小1基)、和式・洋式兼用トイレ各1基】								
	管理・運営上の問題点	玄関及び1階・2階トイレ出入りに段差がある。 階段の手すりは片側しかない。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項									
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	AM8:30~PM9:00		休館日	土、日、祝日、年末年始		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容	貸館及び管理、事業運営					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.50人	合計	1.50人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					財源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					0					
④合計(①+②)-③					4,901,206円					
					市民一人あたりのコスト					
					29.17円					
④ 施設の状況	利用内容	単位	実績数(過去3力年)			H26実績(詳細)				
			H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)			
	貸館及び事業に係る利用者数(年間)	人	15,729	17,401	16,519					
	講座開催日数(年間)	日	13	14	13	244	5.33%			
	趣味クラブ、サークル等利用団体数	団体	53	52	50					
	類似機能を有する公共施設	第二・四・幸公民館		近隣にある公共施設		第一小学校、第一保育園、障がい者福祉センター、福祉会館、松阪公民館				
特記事項	施設は、地域の拠点としての認識が高く、統合等は考えにくい。また、地域の社会教育を推進するためにも各所に設置されていることが望ましい。施設の一部をまちづくり協議会の事務所としている。【避難所指定:無】									

